

富山県医療施設等施設整備費補助金（新興感染症対応力強化事業分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知別添）及び新興感染症対応力強化事業実施要綱（令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知別添）に定めるもののほか、医療施設等施設整備費補助金（新興感染症対応力強化事業分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新興感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。
- (2) 協定締結医療機関 県と感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結する病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、協定締結医療機関の新興感染症への対応力を強化するため、協定締結医療機関の開設者が実施する施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（交付の基準額、対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付額の算定）

第5条 補助金の交付額は、次により算定された額とする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを整備区分ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

- 2 前項の規定により整備区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 経費所要額調(様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容(次号に掲げるものを除く。)及び事業に要する経費の配分の変更(補助金の額の20パーセント以内の減額その他の軽微な変更を除く。)をする場合には、速やか知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、

知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割

合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき、又は第7条第3号の規定による事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定により事業の成果を記載した実績報告書（様式第6号）を次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第7条第3号の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 経費所要額精算書（様式第9号）
- (4) 事業完了後の施設の写真
- (5) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）
- (6) 補助対象区域の工事設計図
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 なお、第6条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月7日から施行し、改正後の要綱は同日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている申請書等は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行し、改正後の要綱は同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 病室の感染対策に係る整備	1室当たり 38,109,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	3分の2以内
(2) 病棟等の感染対策に係る整備	対象面積1㎡当たり 基準単価 558,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10以内
(3) 個人防護具保管施設の整備	対象面積1㎡当たり 基準単価 558,000円	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の10以内

備考

- 1 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (5) その他の整備費として適当と認められない費用
- 2 単なる老朽化を理由とした改修工事は、補助の対象外とする。
- 3 個人防護具保管施設の規模は、医療措置協定で定める個人防護具の備蓄に必要な範囲とする。